

「18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業」  
業務委託仕様書

1 履行場所

大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分  
地上4階 243.36㎡（4階部分全部と本体部分の非常用階段を含む。有床診療所と兼用）

2 業務委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

3 時間等

月曜日から金曜日までの8時30分から19時00分までとする。土曜日、日曜日及び祝日は8時30分から17時00分までとする。その他必要な支援や事業を行う際は別途甲と協議する。

4 利用対象者

区内在住の18歳未満の障がい児とその保護者・家族と、それらを支援する支援機関職員。

5 業務委託の基本内容

（1）障害児相談支援事業

- ①乙は、本業務を実施するにあたり、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の業務の人員及び運営に関する基準を遵守し、適正な実施に努めること。
- ②乙は、障害児支援利用計画作成にあたって、増築工事部分で実施する障がい児通所サービス利用のための計画作成にとどまらず、広く利用対象者の拡大を進めるよう努めること。

（2）特定相談支援事業

- ①乙は、本業務を実施するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定計画相談支援の業務の人員及び運営に関する基準を遵守し、適正な実施に努めること。
- ②乙は、障害児の居宅サービス利用におけるサービス等利用計画作成にあたって、広く利用対象者の拡大を進めるよう努めること。
- ③今後、基本相談支援の範囲で、増築工事部分が18歳未満の障がいのある子どもの相談支援窓口の役割を果たすことができるよう、乙は障がいの理解や障害福祉サービス内容等について研鑽を積み、実施にあたって、甲と乙は互いに協議を重ね、協力体制を構築すること。

（3）学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業

①乙は、本業務を実施するにあたっては、有床診療所の機能を活用して、学齢期を中心とした発達障がい児に対して、医師等による診察・検査・診断等を基盤とした専門的な見地に基づく相談支援を実施すること。

②乙は、本業務を実施するにあたり、発達障がい児にかかわる教育機関や関係機関との連携・調整を密にし、適切な実施に努めること。相談に際しての具体的な手順等は、甲と協議して定めること。

(4) その他

①乙は当該業務を実施するのに必要なことについて、甲と協議の上措置を講じること。

## 6 職員の配置

常勤職員7名程度を置くものとし、そのうち2名以上が障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の業務の人員及び運営に関する基準第三条に定める相談支援専門員である者、または相談支援専門員の資格取得予定の者とします。また、精神保健福祉法に基づく精神保健福祉士の資格を有する者、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する者、保健師または看護師の資格を有する者を各1名以上置くこと。なお、常勤職員は経験年数のバランスをとった配置とすること。

常勤職員のうち1名を、本業務の現場責任者とし、区職員及び現在の施設部分の相談支援部門との連携・協力体制を図ること。

業務上必要な場合は、非常勤職員、臨時職員の雇用を検討しても差し支えない。その際には甲と事前に協議すること。

## 7 区の施設運営経費負担

- (1) 光熱水費
- (2) 電話代
- (3) 館内清掃料、日常ごみ処理料
- (4) 備品購入費
- (5) 建物の維持管理費

## 8 受託法人の運営業務経費負担

- (1) 人件費
- (2) 職員健康診断、出張費、研修費等
- (3) 事業費

①消耗品費 ②印刷製本費 ③行事講師謝礼 ④郵送費 ⑤パソコン、プリンターリース代 ⑥インターネット関係経費 ⑦ネットワーク構築費用（LAN工事に係る費用を含む）  
⑧賠償保険等保険料 ⑨その他